

内閣参質一八九第三七七号

平成二十七年十月六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員小西洋之君提出憲法第九条の定める国際紛争を解決する手段としての武力行使等の放棄と集団的自衛権行使の矛盾に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出憲法第九条の定める国際紛争を解決する手段としての武力行使等の放棄と
集団的自衛権行使の矛盾に関する質問に対する答弁書

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）でお示しし、平成二十七年九月十九日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号。以下「改正法」という。）

による改正後の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項及び第八十八条並びに改正法による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号及び第四号、第三条第三項及び第四項並びに第九条第二項第一号ロに明記されている「武力の行使」の三要件の下で認められる武力の行使のうち、国際法上は集団的自衛権として違法性が阻却されるものは、他国を防衛するための武力の行使ではなく、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置にとどまるものであるから、従来のいわゆる自衛権発動の三要件の下で認められる武力の行使と同様、憲法第九条の禁ずる武力の行使に当たるものではない。

